

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令
案要綱

第一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正

中央新幹線に係る建設主体は、貸付金の貸付けを受けようとする場合には、申請書を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に提出しなければならないものとする事。 (第一条関係)

第二 国土交通省組織令の一部改正

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う中央新幹線に係る建設主体に対して貸付金を貸し付ける業務に関する事務は、鉄道局鉄道事業課の所掌とするものとする事。 (第二条関係)

第三 この政令は、公布の日から施行するものとする事。

(附則関係)